

令和元年 11 月 29 日提供

問い合わせ先	
担当課	総務局 人事部 人事課
直通	072-228-7907
内線	5250
F A X	072-228-8823

職員の懲戒処分について

職員の不祥事案件について、当該職員に対し下記のとおり処分を行いました。

市民の皆様に深くお詫びするとともに、不祥事の再発防止に向け、より一層職員の服務規律の確保に努めてまいります。

記

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

処分内容	被処分者	概要	処分根拠
免職	財政局 財政部 (41 歳)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年 2 月 1 日から令和元年 7 月 1 日までの通勤手当（約 13 万円）を不正に受給していたもの。当該職員は通勤実態を確認する調査の際には、定期券の写しを偽造し提出していた。</li> <li>所属に休暇を取得する旨、電話連絡したにもかかわらず、朝または昼と夕方の時間帯に来庁し、本庁舎 1 階にあるオンタイムレコーダに出退勤の打刻を行い、あたかも出勤したように偽装を行い、休暇の申請を行わなかったもの。（令和元年 8 月 21 日午後及び同月 29 日）</li> <li>令和元年 9 月以降、病気休暇を取得していたにもかかわらず、私的な外出（日帰り旅行や友人との飲食等）を行っていたこと、また、その間、手相を有料で鑑定するオンラインショップを同年 10 月に開設し、鑑定を行っていたことが判明したもの。</li> </ul>	地方公務員法第 33 条、及び 38 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当

2 服務上の措置

上記の事案に関して、同部の課長級職員 1 名に対して、管理監督責任として、服務上の措置である文書訓告を行った。

3 処分日

令和元年 11 月 29 日